

令和8年11月1日執行
須崎市議会議員選挙

立候補届出及び選挙運動のしおり
(立候補予定者及び選挙運動員等)

須崎市選挙管理委員会

は じ め に

このしおりは、令和8年11月1日に行われる須崎市議会議員選挙に関して各種の手続きや選挙運動等のあらましについてまとめたものです。このしおりの内容は、基本的な事項のみですので、ご不明な点等につきましては、選挙管理委員会等にお問い合わせください。

なお、このしおりでは、法令について、次のように略称を使用しています。

法	: 公職選挙法
令	: 公職選挙法施行令
則	: 公職選挙法施行規則
規正法	: 政治資金規正法
規程	: 須崎市選挙事務執行規程
ポスター条例	: 須崎市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
公営条例	: 須崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

目 次

第1 選挙に関する期日等	1	3 供託物の返還	15
第2 立候補の届出	2	第6 選挙公営	16
1 候補者の資格要件	2	1 公営となるもの	16
2 立候補届出	3	2 手続きの概要	16
3 立候補の効果	4	3 選挙運動費用収支報告書の記載	17
4 立候補届出書類	4	第7 選挙運動費用	20
5 立候補の辞退	7	1 飲食物の提供	20
第3 届出事項等	8	2 実費弁償及び報酬の額	20
1 届出等を要する事項	8	3 選挙運動に関する支出金額の制限	22
2 選挙事務所の設置(異動)届出	8	4 選挙運動費用に算入されないもの	23
3 出納責任者の選任(異動)届出	9	5 収入、寄附及び支出の定義	23
4 公営施設使用の個人演説会開催の申出 ...	10	6 寄附に関する禁止事項	23
5 選挙立会人の届出	10	7 会計帳簿への記載	26
6 報酬を支給する者の届出	11	8 選挙運動に関する収支報告書等の提出 ...	28
7 各種届出等の期間及び時間	12	第8 選挙運動の概要	30
8 届出書類の事前審査	12	1 主要な選挙運動	30
第4 候補者に交付する物資及び証明書類 ..	13	2 インターネット選挙運動	36
1 交付する物資、証明書類	13	3 禁止又は制限されている選挙運動	37
2 候補者交付物の再交付	13	第9 政党その他の政治団体の選挙時における政	
3 候補者交付物の返還	13	治活動	40
4 その他	13	1 政党その他の政治団体の政治活動の規制 ...	40
第5 当選人等	14		
1 当選人	14		
2 供託物の没収	14		

第1 選挙に関する期日等

月 日	曜日	事 務 用 件	時 間	場 所
令和8年 9月28日	月	立候補予定者等説明会	14:00～	総合保健福祉センター 2階会議室2
10月13日 ～16日	火～ 金	立候補届出書類事前審査 (16日は予備日)	9:00～ 17:00	選挙管理委員会事務室
10月25日	日	告 示 日 立候補届出受付日	8:30～ 9:30	本庁玄関ロビー
		※選挙運動開始日	9:30～ 17:00	選挙管理委員会事務室
		※公営施設使用の個人演説会開催 申出(2日後使用許可)	8:30～	選挙管理委員会事務室
		△投票記載所氏名掲示の順序を決 めるくじの実施	17:05～	選挙管理委員会事務室
10月26日	月	期日前投票、不在者投票開始	8:30～ 20:00	選挙管理委員会事務室
10月27日	火	公営施設使用の個人演説会開始		
10月29日	木	※選挙立会人届出期限	17:00まで	
		※選挙立会人が10人を超える ときのくじの実施	17:10～	選挙管理委員会事務室
		※公営施設使用の個人演説会開催 申出最終日		
10月30日	金	選挙立会人の開票事務説明会	16:00～	総合保健福祉センター 1階会議室1・2
10月31日	土	※選挙運動最終日		
		期日前投票、不在者投票最終日	20:00まで	
11月 1日	日	投 票 日	7:00～ 18:00	各投票所
		開 票《選挙会》	20:00～	市民文化会館
11月 2日	月	当選人の告示、当選人に告知		
11月 4日	水	当選証書の付与	13:30～	総合保健福祉センター 2階会議室3
11月16日	月	※選挙運動に関する収支報告書の 提出期限《第1回》	17:00まで	

注意:※は、公職選挙法、同施行令によるものです。厳守してください。

△は、選挙管理委員会で行います。立会の必要はありません。

第2 立候補の届出

1 候補者の資格要件

(1) 被選挙権があること(法86の8)

被選挙権のない者は、候補者となることができません。

市議会議員選挙における被選挙権は、日本国民で年齢満25歳以上(選挙の期日により算定)であり、引き続き3カ月以上当市の区域内に住所を有する者で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています(法9、10、11、11の2)。

欠格事項

- 1 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 3 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 4 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- 5 公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- 6 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者
- 7 公職にある間に犯した上記3に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したもので、当該5年を経過した日から5年を経過しない者

(2) 公務員の立候補制限(法89、90)

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合は、その届出の日に当該公務員を辞したものとみなされます。

(3) 選挙事務関係者の立候補制限(法88)

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において、候補者となることができません。

(4) 重複立候補の禁止(法87)

一つの選挙に立候補した者は、同時に、他の選挙の候補者となることができません。

(5) 連座制による立候補の禁止(法251の2、251の3)

選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、5年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することができません。

2 立候補届出

(1) 届出の方法

(ア) 本人届出(法86の4①)

候補者となろうとする本人による届出

(イ) 推薦届出(法86の4②)

選挙人名簿に登録された者が他人を候補者として推薦しようとする者による届出

※ 候補者届出書が本人届出か推薦届出かどうかということであって、実際の立候補届出の手続きを候補者本人又は推薦者が行わなければならないということではありません。

(2) 届出の期間及び時間

(3) 立候補の届出日……令和8年10月25日(日) (選挙期日の告示日)

(4) 立候補の届出時間……午前8時30分から午後5時まで

(5) 補充立候補(法86の4⑤)

① 補充立候補ができる場合

10月25日(立候補届出期限)までに届出のあった候補者が、当該選挙における議員の定数(14人)を超える場合において、立候補届出の期限後に候補者が死亡し又は当該届出が取り下げられたものとみなされたとき

② 補充立候補期限

10月29日(選挙期日前3日)の午後5時まで

(6) 届 出 先

選挙長 (選挙長事務所 : 須崎市山手町1番7号 須崎市選挙管理委員会事務局)

(7) 立候補の受付を行う場所

須崎市山手町1番7号 須崎市役所本庁ロビー

※ 10月25日午前9時30分以降は、須崎市選挙管理委員会事務局で受付

(8) 受付方法

(ア) 立候補の受付は、次により行う。

① 午前8時30分までに立候補受付場所の受付係に到着した者が2人以上ある場合には、くじ(本くじ)により受付の順位を決定する。

② 本くじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を定めるくじ(予備くじ)を行う。

③ 午前8時30分を過ぎて到着した者については、到着順に受付を行う。

④ 午前9時30分以降は、須崎市選挙管理委員会事務局において受付を行う。

※ 立候補届出順位が、ポスター掲示順序となります。

(イ) 立候補の届出は、文書により選挙長に対して直接行わなければならない。

ただし、候補者となろうとする本人ではなく代理人等により届出を行うことができます。

3 立候補の効果

立候補の届出が終わったときから選挙運動をすることができます(法129)。

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますので注意してください(法239①)。

4 立候補届出書類

立候補の届出書類は、次のとおりです。各様式の備考や「立候補届出関係用紙集《記載例》」を参考にして、間違いなく記載してください。

(1) 本人届出による立候補届出関係書類

書類名	書類の内容	
候補者届出書 (本人届出) (様式 立候補関係 1) (法86の4①③、令89①③)	「候補者」	戸籍簿に記載されている氏名を記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。なお、戸籍簿の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体又は人名用漢字別表等に掲げる字体を使用することは差し支えありません。 (例)眞→真 澤→沢 廣→広 濱→浜
	「本籍」	戸籍簿に記載されているとおり、正確に地番まで記載してください。
	「住所」	住民票に記載されているとおり、正確に番地まで記載してください。
	「生年月日」 の年齢	選挙期日(11月1日)現在の満年齢を記載してください。(備考1を参照)
	「党派」	立候補の届出書に添付する「所属党派証明書」に記載してある政党等の名称を正確に記載してください。 いずれの政党にも所属していない場合又は所属していても証明書の交付を受けない場合は「無所属」と記載してください。(備考2、3を参照)
	「職業」	なるべく詳細に記載してください。 例えば、単に「公務員」と書かないで、「民生委員」等具体的に記載してください。 また、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載してください。
	「一のウェブサイト等のアドレス」	選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために使用する一のウェブサイト等のアドレスを記載してください。(備考5を参照)
	「添付書類」	添付した書類の番号を○で囲んでください。

書類名	書類の内容
供託証明書 (法92①、令89②)	● 候補者の氏名は、候補者届出書(本人届出)に記載された戸籍名、住所は住民票に記載されている住所を記載してください。 ● 供託する金額又はこれに相当する国債証書の額面は、30万円。
宣誓書 (様式 立候補関係 2) (法86の4④)	次の規定により、公職の候補者となることができない者でないことを誓う旨の宣誓書です。 ● 被選挙権のない者等の立候補の禁止(法第86条の8第1項) ● 重複立候補等の禁止(法第87条第1項) ● 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止(法第251条の2) ● 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止(法第251条の3)
所属党派証明書 (法86の4④)	候補者届出書に記載されている政党又は政治団体が真実であることを証明するため、政党又は政治団体が発行する証明書です。 ※無所属で立候補する場合は不要です。
戸籍の謄本又は抄本(令89②)	● 3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。
住民票の写し	● 3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。
通称認定申請書 (様式 立候補関係 6) (令89⑤)	● 候補者は、立候補の届出等の告示、新聞広告及び投票記載所における氏名等の掲示に、当該候補者の戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)に代えて、本名以外で本名に代わるものとして広く通用している呼称(旧姓を含む。以下「通称」という。)が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、その通称について選挙長の認定を受けなければなりません。 ※通称の使用を希望しない場合は不要です。 ● 候補者届出書に、通称認定申請書を添付するとともに、選挙長にその呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証明するに足りる次に掲げるような資料を提示しなければなりません。 ・ 公の機関の発行した書類 ・ 手紙又は葉書等の信書 ・ 名刺又は著書その他証明し得る資料 (注) 本名の漢字を「ひらがな」や「カタカナ」にする場合、旧姓を通称として使用する場合は、証明のための資料は必要ありません。

	● 候補者が自分で行うもの、例えば選挙運動のポスター、選挙事務所用の立札、看板などに記載するかどうかは、候補者が自由に決めてください。
--	---

(2) 推薦届出による立候補届出関係書類

書類名	書類の内容
候補者届出書 (推薦届出) (様式 立候補関係 3) (法86の4②③、令89①③)	本人届出を参照してください。 ● 推薦届出者が複数の場合は、すべての推薦届出者について記載してください。
候補者推薦届出承諾書 (様式 立候補関係 4) (令89②)	推薦届出者が推薦届出をすることについて、候補者となることを承諾した旨の書類です。 (注) この承諾書は、推薦届出者が複数の場合には全員に対するものでなければなりません。
選挙人名簿登録証明書 (推薦届出者) (様式 立候補関係 10) (令89②)	● 推薦届出をする者は、須崎市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。 ● 推薦届出者が複数の場合は、全員の須崎市選挙管理委員会が発行した証明書を添付する必要があります。
供託証明書 (法92①、令89②)	● 供託者は推薦届出者でなければなりません。 ● 「供託の原因たる事実」欄に記載すべき候補者の氏名は、候補者届出書(推薦届出)に記載された戸籍名でなければなりません。 ● 供託する金額又はこれに相当する国債証書の額面は、30万円。 (注) 推薦届出者が2人以上の場合は、その中の一部の名義であっても差し支えありません。
宣誓書 (様式 立候補関係 2) (法86の4④)	本人届出を参照してください。
所属党派証明書 (法86の4④)	本人届出を参照してください。
戸籍の謄本又は抄本 (令89②)	本人届出を参照してください。

書類名	書類の内容
住民票の写し	本人届出を参照してください。
通称認定申請書 (様式 立候補関係 6) (令89⑤)	本人届出を参照してください。

5 立候補の辞退

(1) 立候補を辞退することができる期限(法86の4⑩)

10月25日(選挙期日の告示日)の午後5時まで

※ 補充立候補の場合は、10月29日(選挙期日前3日)の午後5時まで

(2) 立候補の辞退方法(法86の4⑩、令89⑦)

候補者辞退届出書により選挙長へ届け出ること。

(3) 立候補の辞退ができる者(法86の4⑩)

立候補の届出を行った候補者本人(推薦届出の場合であっても、辞退ができるのは候補者本人のみです。)

(4) 辞退とみなされる場合(法91②)

次の場合には、候補者辞退届がなくとも、法律上当然に立候補を取り下げたものとみなされ、又は辞退したものとみなされます。この場合、候補者は直ちにその旨を選挙長に届出なければなりません(法91②、令91)。

① 現職のまま候補者となることができない公務員の職についたとき(法89)

② 投票管理者、開票管理者又は選挙長などの選挙事務関係者となったとき(法88)

(5) 立候補の辞退と供託物(法93②)

供託物は、立候補の辞退を原因として返還されません。

第3 届出事項等

1 届出等を要する事項

届出を行わない場合、実質的に選挙運動ができなくなるため、立候補の届出と同時に行う必要があります。

項 目	届出先	届出期間等	届出に必要な書類
選挙事務所	市 選 管	設置(異動)後 直ちに	◆ 選挙事務所設置(異動)届出書(様式 立候補関係7) ※ 推薦届出者が設置又は異動するときは、承諾書(様式 立候補関係8)が必要です。 ※ 推薦届出者が数人あるときは、代表者証明書(様式 立候補関係9)も必要です。
出納責任者	市 選 管	選任(異動)後 直ちに	◆ 出納責任者選任届出書(様式 立候補関係10)又は 出納責任者異動届出書(様式 立候補関係11) ※ 推薦届出者が選任又は異動するときは、承諾書(様式 立候補関係12)が必要です。 ※ 推薦届出者が数人あるときは、代表者証明書(様式 立候補関係9)も必要です。
個人演説会	市 選 管	開催しようとする日の2日前の 午後5時までに	◆ 個人演説会開催申出書(様式 立候補関係16) ※ 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合にのみ提出してください。
選挙立会人	選 挙 長	10月25日～ 10月29日 午後5時まで	◆ 選挙立会人となるべき者の届出書(様式 立候補関係17) ※ 立会を希望する場合にのみ提出してください。
報酬を支出 する者	市 選 管	その者を使用 する前に	◆ 報酬を支給する者の届出書(様式 立候補関係18) ※ 報酬の支給は、届け出た者以外にはできません。

2 選挙事務所の設置(異動)届出

(1) 選挙事務所を設置することができる者(法130①)

候補者又はその推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)

(2) 設置できる選挙事務所の数(法131)

候補者1人につき1箇所

(3) 設置に係る届出(法130、令108)

(ア)選挙事務所を設置した場合は、直ちにその所在地及び設置年月日並びに設置者が候補者であるときにはその氏名、設置者が推薦届出者であるときにはその氏名(推薦届出

者が数人あるときは、その代表者の氏名)及び候補者の氏名を記載した文書をもって、市選管に届け出なければなりません。

(イ)設置届出後、選挙事務所に異動があった場合は、設置時と同様の方法により、市選管に届け出なければなりません。

(ウ)推薦届出者が設置(異動)した場合の添付書類(令108)

- ・ 選挙事務所の設置(異動)について候補者の承諾を得たことを証明する承諾書
- ・ 推薦届出者が数人ある時は、その代表者であることを証明する代表者証明書

(4)選挙事務所の異動(法131②)

異動(廃止に伴う設置を含む。)は、1日1回を超えてすることができない。

3 出納責任者の選任(異動)届出

(1)出納責任者(法184)

選挙運動に関する収入と支出の責任者をいいます。出納責任者は、その選任又は異動の届出がなされた後でなければ、寄附を受け、又は支出をすることができません。

(2)選挙運動に関する支出で次に掲げるもののほかは、出納責任者でなければ支出することができません(法187)。

(ア)立候補準備のために要する支出

(イ)電話及びインターネット等による選挙運動に要する支出

(ウ)出納責任者の文書による承諾を得た者によるその範囲内での支出

(3)出納責任者を選任することができる者(法180①)

(ア)候補者又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)

(イ)選任数は1人です。

(ウ)候補者又は推薦届出者自らが出納責任者となることができます。

(4)選任した場合の届出等(法180③④)

(ア)市選管に文書で届出(直ちに)

(イ)届出事項

出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名

(ウ)推薦届出者が出納責任者を選任した場合の添付書類

- ・ 出納責任者の選任(異動)について候補者の承諾を得たことを証明する承諾書
- ・ 推薦届出者が数人ある時は、その代表者であることを証明する代表者証明書

(5)出納責任者の異動(法182)

選任届出後、出納責任者に異動があったとき、出納責任者の選任者は、直ちに選任時と同様の方法により、市選管に届け出なければなりません。この際、出納責任者の辞任又は解任を伴うものであるときは、辞任又は解任の通知文書の写しの添付が必要です。後任の出納責任者の選任後は、直ちに市選管に届け出なければなりません。

(6) 出納責任者の辞任(法181)

出納責任者は、文書で選任者に通知することにより辞任できます。また、出納責任者を解任できるのは、候補者又は当該出納責任者を選任した推薦届出者であり(候補者以外が解任する場合、候補者の承諾が必要)、解任は本人に文書で通知することが必要です。

(7) 出納責任者の職務代行とその届出(法183)

出納責任者に事故があるとき又は欠けた場合の職務代行者は次のとおりです。

(ア) 候補者が選任した場合……………候補者

(イ) 推薦届出者自らが出納責任者となった場合……………候補者

(ウ) 推薦届出者が出納責任者を選任した場合……………推薦届出者

- ・ 推薦届出者にも事故があり又は欠けたとき……………候補者

(注) 直ちに市選管に文書による届出が必要です。また、新たな出納責任者を選任し、職務代行を終えたときも同様に届出が必要です。

(8) 届出の効力の発生時期(法183の2)

(ア) 市選管に到着したときから効力が発生します(到達主義)。

(イ) 例外として、届出書類を郵便で差し出す場合、引受時刻証明の取扱いにより郵便局に託したときは、そのときをもってその届出があったものとみなされます。

4 公営施設使用の個人演説会開催の申出

(1) 開催の申出(法163、令112)

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、その開催日前2日までに「個人演説会開催申出書」に所要事項を記載して、市選管に申し出てください。

- 所定の申出書によらない場合又は開催日前2日までに申出のない場合は、公営施設を使用する個人演説会を開催することができません。
- 公営施設使用の個人演説会は、選挙期日の告示日の翌々日以降でなければ開催できない。(選挙期日の告示日に立候補届出が受理されることで初めて候補者となるため、それ以前にあらかじめ開催の申出をすることはできない。)

(2) 公営施設使用の個人演説会の施設使用料(法164)

同一施設につき1回に限り無料

(3) 公営施設以外の施設における個人演説会(法161の2)

民間施設等の公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、規制がないので、選挙運動期間中は当該施設の管理者の承諾を得れば自由に開催することができます。したがって、告示日当日からも演説会を開催することができます。

5 選挙立会人の届出(法76)

(1) 届出ができる者

候補者

(2)届出内容

当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、選挙会(開票事務)に立ち会う者1人を届け出ることができます。ただし、同一人を同じ日に行われる他の選挙の選挙立会人として届け出することはできません。また、候補者本人は選挙立会人となることができません。

(3)届出者が法定数を超える場合の取扱い

届け出られた選挙立会人が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、選挙長がくじで定めます。

6 報酬を支給する者の届出

(1)届出の意義

市選管にあらかじめ文書で届け出なければ支給できません。届出がないまま支出した場合は違法な支出となります。届け出た者を変更する場合も同様の届出が必要です。

(2)届出が必要な者(法197の2②⑤)

届出が必要な者	内容	支給限度額 (規程57②)
選挙運動のために使用する事務員	その従事する事務の内容が、選挙運動に関するものではあるが選挙人に直接働きかける行為を行わない者 選挙人に直接働きかけなくても、選挙運動の総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の中核となる者は含みません。また、ポスター貼りや葉書の宛名書きなど、単純労務に従事する「選挙運動のために使用する労務者」や親族等の特別信頼関係者もこれには含みません。	1日につき 15,000円以内
車上運動員	選挙運動員のうち、専ら法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第1項の規定により選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動に従事する者	1日につき 20,000円以内
手話通訳者	手話通訳に関する資格の有無は問わないが、選挙運動のための手話通訳を本務として雇い入れられた者 雇用契約は必ずしも必要ではないが、使用する者と使用される者の関係が必要で、親族や友人関係にあ	1日につき 20,000円以内

	る場合、総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の重要な部分に参画する者は対象とはなりません。	
要約筆記のために使用する者	選挙運動に従事する者のうち、専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布、又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者	1日につき 20,000円以内

(3) 届出することができる員数(令129③⑧)

- ・ 事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者を通じて、1日当たり9人以内
- ・ 選挙運動期間中を通じて、延べ員数45人(9人×5倍)以内で、異なる者を届け出ることができます。

(4) 届出の効力の発生時期(法197の2⑤、令129⑨⑩)

- ① 市選管に到着したときから効力が発生する(到達主義)
- ② 例外として、届出書類を郵便で差し出す場合、引受時刻証明の取扱いにより郵便局に託したときは、そのときをもってその届出があったものとみなします。

7 各種届出等の期間及び時間

(1) 届出の期間(法270の3)

10月25日から31日までの間(選挙運動期間中)は、市役所の閉庁日であっても(2)の時間内であれば届出を行うことができます。

(2) 届出の時間(法270①)

選挙管理委員会、選挙長等に対する届出、申出等は、すべて定められた期間中の午前8時30分から午後5時までに行わなければなりません。

8 届出書類の事前審査

立候補届出の際、届出書類等に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障を生じることとなります。そのため、次により届出書類等の事前審査を行います。審査期間内に必ず受けるようにしてください。

(1) 審査期間……10月13日(火)から10月16日(金)

※16日(金)は予備日です、15日までに受けるようにしてください。

(2) 時 間……午前9時から午後5時まで

(3) 場 所……須崎市選挙管理委員会事務室

第4 候補者に交付する物資及び証明書類

1 交付する物資、証明書類

立候補の届出が受理された候補者には、次の一覧表に掲げる物品、証明書類を交付しますので、交付物を受け取ったときは、その全部がそろっているかどうかを必ず確認してください。なお、速やかな受け渡しのため、交付物の受領印として候補者の印鑑(推薦届出の場合は、さらに推薦届出者の印鑑)を持参してください。

	交付物資の名称	数量	備 考
1	選挙運動用自動車(船舶)表示板	1枚	◇自動車の前面又は船舶の操舵室の前面等に、その使用中は常時掲示しなければなりません。
2	選挙運動用拡声機表示板	1枚	◇拡声機の送話口の下部等に、その使用中は常時掲示しなければなりません。
3	乗車(船)用腕章	4枚	◇選挙運動用自動車(船舶)に乗る者が着けなければなりません(候補者、運転手(1人)又は船員を除く。) ◇街頭演説にも使用することができます。
4	選挙運動員腕章	11枚	◇街頭演説において選挙運動に従事する者が着けなければなりません。
5	街頭演説用標旗(ポール等含む。)	1式	◇街頭演説を行う場合に掲げなければなりません。
6	通常葉書使用証明書	1枚	◇選挙運動用通常葉書の交付を受けるため、又は手持ちの通常葉書に選挙用である旨の表示を受けるために郵便局に提出します。 ◇使用できる通常葉書の枚数は、2,000枚です。
7	通常葉書差出票	10枚/1冊	◇選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときには、必ず添付してください。 ◇1枚の差出票で200通までの葉書を差し出すことができます。
8	新聞広告掲載証明書	2枚	◇希望する新聞社に提出し、有料で広告を掲載することができます(選挙期間中に2回)。 ◇公告の寸法は横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。

2 候補者交付物の再交付

市選管が立候補の受付の際に候補者に対して交付する各種交付物、証明書類は、紛失しても原則として再交付されませんので、取扱いには十分注意してください。ただし、自動車(船舶)及び拡声機の表示板については、それが破損し又は著しく汚損して使用に耐えられなくなった場合は、現物との引換えにより再交付を受けることができます(規程 11)。この場合、文書による再交付申請及び理由書の添付が必要です。紛失した場合も同様に再交付できますが、理由書の添付に加えて所轄警察署へ紛失届を提出することが必要です。

3 候補者交付物の返還

交付物の使用が終了したときは、速やかに市選管に返還してください(規程 11)。

4 その他

交付物、証明書類は他人に譲渡してはなりません。

第5 当選人等

1 当選人

(1) 当選人(法95①)

法定得票数※を得た候補者の中で、最多数の有効投票を得た者を当選人として決定します。

$$\text{※ 法定得票数} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数(14人)}} \div 4$$

(2) 当選人の決定

(ア)決定機関…選挙会

(イ)選挙会の開催日時(法80)

11月1日(日)午後8時から(予定)

(ウ)選挙会の開催場所

須崎市立市民文化会館

(エ)得票数の同じ候補者がある場合の取扱い(法95②)

選挙会において、選挙長がくじで当選人を決定する。

(3) 当選の告知及び当選証書の付与(法 101 の 3、105①)

当選人が定まったときは、選挙長は直ちに選挙管理委員会に報告し、委員会は当選人に当選の旨を告知し、当選証書を付与します。

(ア)当選の告知……11月2日(月)

(イ)当選証書の付与…11月4日(水)午後1時30分 総合保健センター2階会議室3

当選人となる候補者は、本人又は代理人が当選証書を受け取りに来てください。

(当選人本人の印鑑を持参してください。)

(4) 当選人が市と請負関係等にある場合(法 104)

当選人で地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)に規定する関係にある者は、当選の告知を受けた日の翌日から起算し、5日以内に市選管に対して、その関係を有しなくなった旨の届出をしないとき、その当選を失うこととなります。

2 供託物の没収

(1) 没収点※に達しない場合(法 93①)

$$\text{※ 没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数(14人)}} \div 10$$

(2) 候補者たることを辞した場合(法93②)

候補者が候補者たることを辞した場合(法91の規定により、公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合を含む。)で次に掲げる以外の場合

- (ア)一の選挙で当選人の更正決定及び繰上補充等により当選人と定められた者が、他の選挙の立候補の届出又は推薦届出のあった者であるとき、一の選挙の当選を辞する旨の届出をしなかったため、他の選挙についてその候補者たることを辞したものとみなされる場合
- (イ)選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合
- (ウ)選挙の全部が無効となった場合

(3) 立候補の届出が却下された場合(法 93②)

被選挙権のない者又は重複立候補者で立候補届出を選挙長に却下された場合

3 供託物の返還

(1) 候補者等が直ちに供託物の返還を求めることができる場合(令93①)

- (ア)一の選挙で当選人の更正決定及び繰上補充等により当選人と定められた者が、他の選挙の立候補の届出又は推薦届出のあった者であるとき、一の選挙の当選を辞する旨の届出をしなかったため、他の選挙についてその候補者たることを辞したものとみなされる場合
- (イ)選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合
- (ウ)選挙の全部が無効となった場合

(2) 選挙及び当選の効力が確定した後、供託物の返還を求めることができる場合(令93②、法202①)

- (ア)得票数が没収点を上回る場合
- (イ)無投票となった場合

※ 市議会議員選挙の場合、「選挙の効力」は、選挙の期日から14日以内に異議の申出がなかった場合に確定し、「当選の効力」は、市選管が当選人決定の告示を行った日から14日以内に異議の申出がなかった場合に確定する。

(3) 供託証明書の返還請求手続き

(ア)関係書類の交付

市選管は、供託物を返還できる場合、候補者届出書に添付された供託証明書と供託原因消滅証明書を候補者に対して交付します。

(イ)返還手続き

候補者は、供託を行った法務局に供託証明書と供託原因消滅証明書を提示したうえ所定の手続きを行うことにより、供託物の返還を受けることができます。

第6 選挙公営

須崎市議会議員選挙における選挙公営とは、市が候補者の選挙費用を負担する制度で、供託物が没収とならない候補者(選挙公営は候補者個人に適用される。)に限り、所定の手続きを行うことによって、選挙運動用ポスターの作成について選挙公営の適用を受けることができます。ただし、限度額があり、限度額を上回る部分については候補者が負担しなければなりません。

1 公営となるもの

(1) 作成枚数の限度(公営条例 4)

200枚(ポスター掲示場 200箇所)

(2) 公費負担の限度額(公営条例 5)

142,600円

$$\text{単価の限度額} = \frac{462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(200\text{箇所}) + 50000\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}(200\text{箇所})} = 713\text{円}※$$

※1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。

$$\text{公費負担の限度額} = \text{単価の限度額}(713\text{円}) \times \text{限度の枚数}(200\text{枚})$$

2 手続きの概要

① 有償契約の締結(候補者と業者)

候補者は、ポスター作成業者とポスター作成についての有償契約を締結します。

- 「作成」とは、具体的には印刷をしてポスターとして仕上げることで、例えば、ポスターのデザインや写真撮影をただけの業者は契約の相手方とはなれません。
- 候補者本人が印刷業を個人経営しており、自らのポスターを作成した場合、民法上の自己契約の禁止の規定により契約を締結することはできません。しかしながら、候補者が印刷業を行う法人の代表者等であるときは、これには該当せず契約を締結することができます。
- 契約の際にどのような契約を交わすかは、当事者間の自由であり、契約書上の作成枚数、作成金額が公費負担の限度額の範囲内である必要はありません。

② 契約届出書の提出(候補者⇒市選管)

候補者は、有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに)「ポスター作成契約届出書(様式 ポスター1)」に契約書の写しを添えて市選管に届出なければなりません。

③ 作成枚数確認申請書の提出(候補者⇒市選管)

候補者は、選挙公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、業者ごとに「ポスター作成枚数確認申請書(様式 ポスター2)」を市選管に提出しなければなりません。

④ 作成枚数確認書の交付(市選管⇒候補者)

⑤ 作成枚数確認書の提出(候補者⇒業者)

候補者は、市選管から「ポスター作成枚数確認書」の交付を受けたときは、直ちにこれを業者に提出しなければなりません。

※ この書類は、市への請求の際に必要な添付書類です。

⑥ ポスター作成証明書の提出(候補者⇒業者)

候補者は、ポスターを作成したときは、「ポスター作成証明書(様式 ポスター3)」を業者に提出しなければなりません。

※ 「ポスター作成証明書」の作成枚数と作成金額は、作成の実績に基づいて、実際の枚数と金額を記載してください。

※ この書類は、市への請求の際に必要な添付書類です。

⑦ 請求書の提出(業者⇒市選管(市長宛て))

業者は、選挙の期日後速やかに、次の書類を添えて市選管に「請求書(様式 ポスター4)」を提出してください。ただし、供託物が没収される候補者の者については、市長に請求することができません。

- ・ 請求内訳書(様式 ポスター5)
- ・ ポスター作成枚数確認申請書(様式 ポスター2)
- ・ ポスター作成証明書(様式 ポスター3)

《請求書提出に当たっての注意事項》

※ 振込先の口座名義には、ふりがなを記入してください。

※ 振込先の金融機関名、口座の種別・番号・名義を正確に記入してください。

※ 口座名義は、請求者と同一のものでなければなりません。

⑧ 経費の支払い(市長⇒業者)

市は、実際に要した費用と各限度額とを比較して低い方の額を、業者からの請求により、業者に対して直接支払います。

※ 業者に対してこの旨をあらかじめ説明しておいてください。

【その他注意事項】

(1) 契約の相手方は、ひとつの選挙公営につき複数であっても差し支えありませんが、それぞれの契約の締結、契約の届出、確認申請が必要になります。

2以上の業者でポスターが作成された場合、それらの業者の作成費用を合算して公費負担の限度額が適用されます。

(2) 契約届出書等の届出書類は、事前審査の対象となりますので、事前審査期間中に書類を整えて、市選管の審査を受けてください。

(3) 契約届出書、確認申請書、証明書等関係書類は、立候補届出関係書類(2)に綴じています。

3 選挙運動費用収支報告書の記載

(1) 収支報告の義務

選挙運動用ポスターの作成に要した経費は、公費で負担された金額を含め作成費の総額を選挙運動費用収支報告書に記載し報告することが必要です。

(2)収支報告書の記載

選挙公営の適用がある場合は、収入の部への計上の必要はありませんが、選挙公営の適用があることを記載してください。また、支出の部への記載についても、選挙公営の適用があることを記載してください。

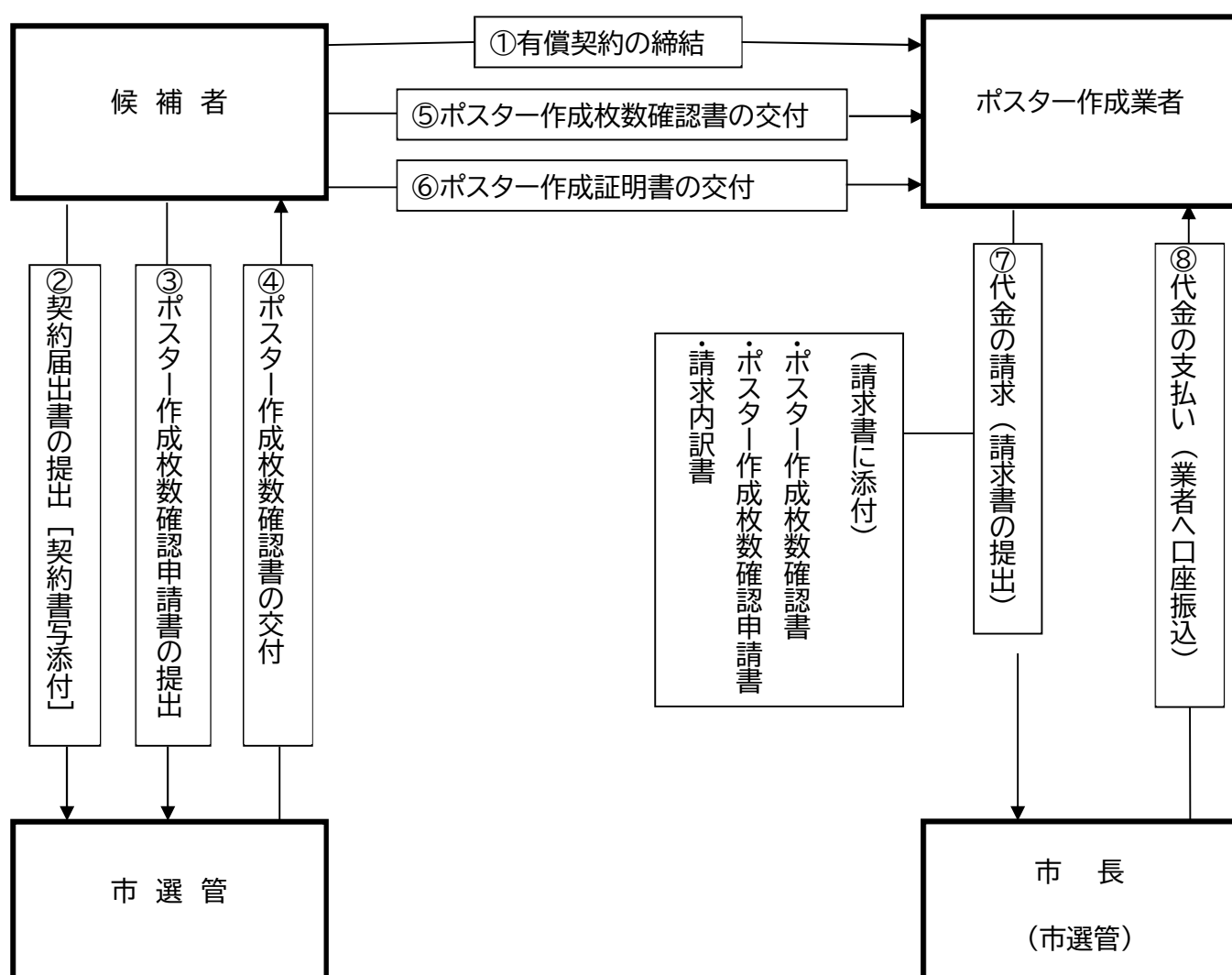
(3)領収書の添付

通常、支出に際しては、領収書等の証拠書類の添付が必要とされますが、選挙公営の適用がある場合、市が契約の相手方に直接支払うので、領収書が候補者に発行されることはありません。

したがって、実際に要した費用が選挙公営の限度額以内である場合は、領収書等の添付は必要ありません。

選挙公営の限度額を超える部分は、候補者の負担となり、併せて領収書の添付が必要となります。

【 選挙運動用ポスターの作成の手続き 】



【契約書様式例】

選挙運動用ポスター作成契約書

令和8年11月1日執行須崎市議会議員選挙候補者 **須崎 太郎**（以下「甲」という。）と
有限会社 新荘印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成に関して次のとおり契約を
締結する。

1 種 別

須崎市議会議員選挙における選挙運動用ポスター

2 作成枚数

200 枚

3 契約金額

160,000 円(単価 **800** 円 **00** 銭)

4 納入期限

令和8年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は須崎市長に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を
遅滞なく行うものとする。

須崎市長に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対して、不足額を速やかに支払
うものとする。

ただし、甲が供託物を没収されることとなったときは、乙は甲に対して全額を請求するものとする。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 住 所 **高知県須崎市B町6番8号**

氏 名 **須崎 太郎**



乙 住 所 **高知県須崎市海町1番地**

名 称 **有限会社 新荘印刷**

代表者 **新荘 三郎**



《注意事項》

1 乙が個人経営の業者である場合

- 「名称〇〇、代表者〇〇」と事業者名と個人名を記載し、印鑑は代表者の個人印を押印すること。
- 純然たる個人と契約する場合は、個人名のみで差し支えない。

2 乙が株式会社、有限会社等の法人である場合

- 名称は、「〇〇株式会社」と会社の正式名称を記載すること。
- 代表者は、「代表取締役〇〇」と代表者の職名まで記載して、印鑑は法務局に登録した代表者印を押印すること。

第7 選挙運動費用

1 飲食物の提供

(1)飲食物の提供禁止(法 139)

何人も選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されます。ただし、次に述べるものを提供することは許されます。

(ア)湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供

(イ)選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員(いわゆるウグイス嬢)、手話通訳者、要約筆記のために使用する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する弁当の提供

① 提供する弁当料の制限

1人1食につき1,500円及び1人1日4,500円の範囲内

② 提供できる弁当の数の制限

27食分(9人分)に選挙運動期間の日数を乗じて得た数分※を超えない範囲内

※27食分×7日=189食分

③ 弁当の提供方法の制限(次の場合に限られる)

- ・選挙事務所において食事するために提供する場合
- ・選挙運動に携行するために選挙事務所において提供する場合

2 実費弁償及び報酬の額(法 197 の 2、令 129、規程 42)

(1)選挙運動に従事する者(選挙運動員)

「選挙運動員」は、専ら選挙運動を主に行う運動員で、応援弁士もこれに含まれます。

区 分		報 酬 及 び 実 費 弁 償 の 額
報 酬		支給することができない。
実 費 弁 償	鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	車 賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
	宿泊料	1夜につき 23,000円(食事料2食分を含む。)
	弁当料	1食につき 1,500円、1日につき 4,500円 (弁当を提供した場合は、1日の弁当料の制限額から弁当の実費相当額を差し引いた額)
	茶菓料	1日につき 1,000円

(2)選挙運動のために使用する労務者

「労務者」とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務(葉書の宛名書き、ポスター貼り、自動車の運転など)で、自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とする行為をする者のことです。

区 分		報 酬 及 び 実 費 弁 償 の 額
報 酬	基 本 日 額	10,000円以内(弁当を提供した場合は、基本日額から弁当の実費相当額を差し引いた額)
	超過勤務手当	1日につき 基本日額の5割以内
実 費 弁 償	鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	航 空 賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	車 賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
	宿 泊 料	1夜につき 20,000円(食事を除く。)
	弁 当 料	弁当料及び茶菓料の支給はできないが、弁当及び通常用いる程度の茶菓を提供することはできる。ただし、弁当を提供した場合は、報酬の基本日額から弁当の実費相当額を差し引いたものを支給することになる。
	茶 菓 料	

(3)選挙運動のために使用する事務員

「事務員」とは、その従事する事務の内容が、選挙運動に関するものではあるが選挙人に直接働きかける行為を行わない者のことです。

選挙人に直接働きかけなくても、選挙運動の総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の中核となる者は含みません。

また、ポスター貼りや葉書の宛名書きなど、単純労務に従事する「選挙運動のために使用する労務者」や親族等の特別信頼関係者もこれには含みません。

区 分		報 酬 及 び 実 費 弁 償 の 額
報 酬	基 本 日 額	15,000円以内
	超過勤務手当	支給することができない。
実 費 弁 償	鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	航 空 賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	車 賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
	宿 泊 料	1夜につき 23,000円(食事料2食分を含む。)
	弁 当 料	1食につき 1,500円、1日につき 4,500円 (弁当を提供した場合は、1日の弁当料の制限額から弁当の実費相当額を差し引いた額)
	茶 菓 料	1日につき 1,000円

(4)専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者(「車上運動員」。アナウンスを担当する者に限る)、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者

- 「車上運動員」とは、選挙運動員のうち、専ら法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第1項の規定により選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動に従事する者のことです。いわゆる「ウグイス嬢」)
- 「手話通訳者」は、手話通訳に関する資格の有無は問わないが、選挙運動のための手話通訳を本務として雇い入れられた者のことです。
雇用契約は必ずしも必要ではないが、使用する者と使用される者の関係が必要で、親族や友人関係にある場合、総括主宰者、出納責任者等、選挙運動の重要な部分に参画する者は対象とはなりません。
- 「要約筆記者」は、選挙運動に従事する者のうち、専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布、又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者のことです。

区 分		報 酬 及 び 実 費 弁 償 の 額
報 酬	基 本 日 額	20,000円以内
	超過勤務手当	支給することができない。
実 費 弁 償	鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	航 空 賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	車 賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
	宿 泊 料	1夜につき 23,000円(食事料2食分を含む。)
	弁 当 料	1食につき 1,500円、1日につき 4,500円 (弁当を提供した場合は、1日の弁当料の制限額から弁当の実費相当額を差し引いた額)
	茶 菓 料	1日につき 1,000円

3 選挙運動に関する支出金額の制限

(1)法定選挙運動費用額(法194、令127)

$$\diamond \text{法定制限額} = 501\text{円} \times \frac{\text{告示日におけるの選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員の定数}} + 220\text{万円}$$

※100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。

この制限額を超えて、選挙運動費用として支出することはできません。

(2)法定選挙運動費用額の告示等(法196)

(ア)告示日……10月25日(選挙期日の告示日)

(イ)通 知……通知文書の手渡し(立候補届出の受付後)

4 選挙運動費用に算入されないもの(法197)

次に掲げる支出については、選挙運動費用とはみなされないので、選挙運動費用に算入する必要がありません。したがって、収支報告書にも記載する必要がありません。

なお、供託金も、選挙運動費用に算入されません。

- (1)立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2)立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3)候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- (4)選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5)選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(ただし、消費税は選挙運動費用に含まれる。)
- (6)選挙運動用自動車(船舶)を使用するために要した支出

5 収入、寄附及び支出の定義

公職選挙法における収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものとなっています。

(1)収入(法179①)

金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その他の承諾又は約束

※「その他の財産上の利益」とは、有体物及び無体物に限られないので、電気、ガス、水などはもちろん、債務の免除、金銭、物品の貸与、労務の無償提供なども財産上の利益に含まれます。

(2)寄附(法179②)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの

※「寄附」も実質的には「収入」の一種ですが、法では、寄附についてその寄附者を明らかにし、寄附による選挙運動費用の財源を選挙人に公開する趣旨から収入とは区別しています。

※一般的に、候補者の自己資金として供出されたもの以外の収入は、すべて「寄附」に分類されます。

寄附には禁止されているものがあるので注意が必要です。

(3)支出(法179③)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束

以上の3項目における「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています(法179④)。

6 寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

(1)候補者等がする寄附行為(法199の2)

候補者等が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、選挙に関するか否かを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また、時期を問わず、禁止されています。

(2)特定の利害関係を有する者の寄附

- (ア)須崎市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者が、その選挙に関して寄附をすることは禁止されています(法199①)。
- (イ)会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資について須崎市から利子補給金の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けたときは、その交付の決定の通知を受けた日から、利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間、当該法人等がその選挙に関して寄附をすることは禁止されています(法199②)。
- (ウ)須崎市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査及び災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社その他の法人が、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間、政治活動(選挙運動を含む。)に関して寄附をすることは禁止されています(規正法22の3①④)。
- (エ)須崎市から資本金、基金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人が、政治活動(選挙運動を含む。)に関して寄附をすることは禁止されています(規正法22の3②④)。
- (オ)上記の(ア)から(エ)までの者に対して、寄附を勧誘し、又は要求あるいは受領することは禁止されています(法第200、規正法22の3⑤⑥)。

(3)候補者等の関係する会社等の寄附(法199の3)

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者に対して候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。選挙に関するか否かを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また、時期を問わず、禁止されています。

(4)候補者等の氏名等を冠した団体の寄附(法199の4)

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区の者に対して、いかなる名義であるかを問わず、寄附をすることは禁止されています。

(5)後援団体等に関する寄附等(法199の5)

「後援団体」とは、政党その他の団体又はその支部で、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいいます。

後援団体の次に掲げる行為はいずれも令和8年8月14日から令和8年11月1日まで(任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日まで)の間禁止されます。

(ア)候補者等の後援団体が選挙区内の者に対して、いかなる名義であるかを問わず、寄附をすること。

なお、上記の期間以外の期間においても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関しないう寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は禁止されています。

(イ)後援団体の総会その他の集会、又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において選挙区内の者に対し、饗応接待をし、又は金銭、記念品その他の物品を供与すること(何人であるかを問わない。)

(ウ)候補者等が、その候補者等の後援団体に対して寄附をすること(資金管理団体に対してする寄付を除く。)

(6)特定会社からの寄附(規正法22の4)

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をすることは、当該欠損がうめられるまでの間禁止されます。

(7)外国人、外国法人等からの寄附(規正法22の5)

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けることはできません。

(8)匿名の寄附等(規正法22の6)

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をしたり、その寄附を受けることはできません。これらの寄附に係る金銭又は物品の所有権は国庫に帰属します。

(9)寄附の量的制限

前記のほか、寄附に対する量的制限として、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附は、年間を通じて次に掲げる額を超えることができません。

(ア)寄附の総額制限(年間の総寄附限度額)(規正法21の2、21の3)

受領者 寄附者	政党、政治 資 金 団 体	資金管理 団 体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政治団体	制限なし(候補者等に対するものは、金銭等に限り禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等も可)				◇特定寄附 ◇遺贈による寄附
個 人	2,000万円	1,000万円(候補者等に対するものは、金銭等に限り禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等も可)			
会社、労働組合、職員団体その他の団体	団体の規模に応じて、年間750万円～1億円	禁 止			

(イ)寄附の個別制限(同一者に対する年間の寄附限度額)(規正法21の2、22)

受領者 寄附者	政党、政治 資金団体	資金管理 団体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政党、政治 資金団体	制限なし(候補者等に対するものは、金銭等により禁止。ただし選挙運動に関するものは金銭等も可)				◇資金管理団体の届出をした候補者等の同団体への寄附 ◇遺贈による寄附
資金管理団体、 その他の 政治団体	制限なし	5,000万円	制限なし (金銭等により禁止。ただし選挙運動に関するものは金銭等も可)		
個人	制限なし	150万円(候補者等に対するものは、金銭等により禁止。ただし選挙運動に関するものは金銭等も可)			
会社、労働組合、職員団体その他の団体	制限なし	禁 止			

(10)会社等の寄附の制限(規正法21)

企業、労働組合等の団体(政治団体を除く。)が政党及び政治資金団体以外のものに対して政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をすることは禁止されています。

(11)候補者等の政治活動に関する寄附(規正法21の2)

政党以外のものが、候補者等の政治活動に関して金銭による寄附(政治団体にするものを除く。)をすることは選挙運動を除いて禁止されています。

7 会計帳簿への記載(法 185)

(1)出納責任者は、所定の様式の会計帳簿を備えて、次の事項を記載しなければなりません。

(ア)選挙運動に関するすべての寄附及び収入(候補者のために候補者又は出納責任者と思意を通じてなされた寄附を含む。)

(イ)寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額)及び年月日

(ウ)選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と思意を通じてなされた支出を含む。)

(エ)(支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(2)会計帳簿には次の費目を設けて、費目ごとに記載しなければなりません。

(ア)人件費

選挙運動のために使用する事務員、労務者、車上運動員(いわゆる「ウグイス嬢」、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

※ 選挙運動用自動車の運転手雇用料は含みません。

(イ)家屋費(選挙事務所費と集合会場費等とに区分される。)

選挙事務所費・・・選挙事務所の借上料(机等の備品を含む。)、電話架設料

集合会場費・・・個人演説会会場借上料(机等の備品を含む。)

(ウ)通信費

電話料、郵便料(電報、葉書、封書等は事務連絡にしか使用できない。)

※ 電話架設費は、選挙事務所費に入りますが、電話の借上料と通話料は通信費

(エ)交通費

選挙運動員等の実費弁償

※ 候補者の分は、原則として選挙運動費用とみなされません。

※ 候補者と運動員がタクシーを使用したような場合は、一般には運動員は便乗と解され記載の必要はありませんが、運動員が友人の好意により無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として記載しなければなりません。

※ 選挙運動用自動車を使用するために要した費用(借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の雇用料等)は、選挙運動費用とみなされないの、記載する必要はありませんが、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、使用するために要した費用とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければなりません。

(オ)印刷費

選挙運動用ポスター及びビラ、通常葉書の印刷費

※ 作成費が公費で負担される場合でも、全額について記載が必要

※ 通常葉書の宛名書きをした者への報酬は、印刷費ではなく人件費

(カ)広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき、マイク等の作成費又は借上料

(キ)文具費

紙、筆やボールペンなどの事務用消耗品

(ク)食糧費

法で定められた湯茶菓子代、選挙運動員等の弁当代

(ケ)宿泊費

選挙運動員等の休憩、宿泊のための費用

(コ)雑 費

上の9費目以外の費用(選挙事務所の電気代、暖房用灯油代、ガス代、水道代等)については、「雑費」として記載

※ 看板の作成の場合、看板業者に請け負わせたときは広告費になりますが、材料を購入して労務者を雇い作成した場合は、労務費は人件費に、木材やトタン板等の材料代は雑費に、ペンキ代は文具費にそれぞれ分けられます。

※ 選挙運動用自動車使用のために要した経費は選挙費用に含まれませんが、選挙運動用自動車の予備車として伴走した自動車や事務連絡のために借り上げた自動車等がある場合には、それらの自動車に要した費用は全て選挙運動費用に含まれます。(選挙運動費用に含まないのは選挙運動用自動車のみ)

8 選挙運動に関する収支報告書等の提出

(1) 収支報告書の提出(法189①)

出納責任者は、選挙運動に関する収支について、所定の報告書(「選挙運動費用収支報告書」。「収支報告書」ともいう。)により期限内に市選管に提出しなければならない。

寄附及びその他の収入並びに支出の時期	提出期限(法189①)
10月24日(選挙期日の告示日前)までになされた寄附及びその他の収入並びに支出	【 1回目 】 11月16日(月) (選挙の期日から 15日以内に)
10月25日(選挙期日の告示日)から11月1日(選挙期日)までになされた寄附及びその他の収入並びに支出	
11月2日(選挙期日の翌日)以後になされた寄附及びその他の収入並びに支出	
1回目提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出	【 2回目以降 】 寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に

※ 選挙運動費用として支出できる金額は、法定選挙運動費用の制限額以内であること(法194)

(2) 収支報告書への記載

会計帳簿の記載要領により、次のことに注意して記載してください。

(ア) 収入については、1件1万円を超えるものは件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載してください。

(イ) 寄附については、1件1万円以下のものについても、必要に応じて件ごとに記載してすることができます。

(ウ) 支出については、立候補準備と選挙運動に支出した費用を区別し、費目(科目)ごとに記載してください。選挙公営の適用があり、公費負担がなされる場合にあっては、全額を記載してください。

(エ) 収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又は、その他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。

ただし、領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、次のいずれかの書面で代えることができます。(領収書等の書面を徴し難い事情とは、例えばバスや電車に乗った際の料金の支出等事実上又は社会通念上客観的に不可能な場合をいい、一時的に困難という場合はこれに含まれません。)

- ① 領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があった旨並びにその支出の金額、年月日及び目的を記載した書面(「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」)
- ② その支出の目的を記載した書面(「振込明細書に係る支出目的書」)及び金融機関が作成した振込の明細書であって、その支出の金額及び年月日を記載したものの写し

- (オ)領収書の写し等は、市選管が照合していく関係上、収支報告書への記載順に綴じて提出すること。ただし、選挙公営の適用があり公費により負担されるものについては、領収書が発行されないので、この場合の添付は不要です。
- (カ)収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ポスターの作成に係るもの)その他の参考となる事項を記載してください。
- (キ)候補者が立候補の届出をする前に候補者のために受けた寄附は、その寄附を受けた者は、立候補の届出がなされた後、直ちに出納責任者にその明細書を提出してください(法186②)。
- (ク)立候補準備に要した支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用に算入しなければなりません。出納責任者は、就任後直ちにこれを精算し、会計帳簿に記載してください(法187②)。
- (ケ)次の費用は、選挙運動に関するものであっても選挙運動費用に算入しないこと(法197)
- ① 候補者又は出納責任者以外の者がした支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じずになされた支出
 - ② 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
(選挙運動用自動車の使用料、燃料代、運転手雇用料については、選挙運動費用の収支報告書への記載は必要ありません。)
 - ③ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
 - ④ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(消費税は含まない)
- (コ)候補者の氏名については、本名を記載したうえであれば、通称又は旧姓を付記することができ。

- (3)会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面の保存期間(法191)
市選管に選挙運動の収支報告書を提出した日から3年間

第8 選挙運動の概要

1 主要な選挙運動

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙事務所		1箇所に限る	法130 法131 法132	1.設置者は、候補者又は推薦届出者に限る。 2.設置(異動)したときは、直ちに文書で市選管及び設置された市町村選管へ届け出なければならない。 3.選挙当日、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域であれば設置できる。 4.1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)できない。
選挙事務所を表示する文書図画 (1) ポスター、立札及び看板の類) (2) ちょうちんの類	350cm×100cm以内 高さ85cm、直径45cm以内	通じて3以内 1個に限る	法143 法143の2	1.選挙事務所を表示するものであれば、付随的に政見等や候補者の写真を掲げることができる。 2.事務所を廃止したとき又は選挙当日、投票所の入口から300m以内に当たる場合、直ちに撤去しなければならない。 3.ポスター、立札、看板の類の両面を使用した場合、2枚又は2個として数える。
拡声機	1.市選管が交付する表示板を掲示しなければならない。 2.携帯用マイクは拡声機に該当する。 3.テープレコーダ等肉声以上の音響を発するものは拡声機とみなされる。	一揃いに限る	法141	1.一揃いとは、通常は、マイク、スピーカー各1個及び必要な増幅装置をいう。 2.個人演説会や幕間演説においてはその会場で別に一揃いを使用できる。

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙運動用 自動車(船舶)	1.自動車は乗車定員 10人以下の乗用自 動車で3.5トン未 満のもの。 2.船舶については制 限がない。 3.市選管が交付する 表示板を掲示しな ければならない。	1台又は1隻	法 140 の 2 法 141 法 141 の 2 法 141 の 3 法 164 の 5 法 166 令 109 の 3	1.乗車人員は、候補者、運 転手1人及び運動員4人 以内に限る。 2.運動員は市選管が交付 する乗車(船)用腕章を着 用しなければならない。 3.走行中の車上における連 呼行為はできるが、“流し 演説”はできない。 4.車上における連呼行為は 午前8時から午後8時ま で行うことができる。 5.走行中の車上における連 呼行為は、病院、学校等の 周辺において静穏を保持 するよう努めなければな らない。 6.停止した車上で街頭演説 を行う場合、街頭演説用 の標旗を掲げなければな らない。
選挙運動用 自動車(船舶) に掲示できる 文書図画 (1)ポスター、立 札及び看板の 類) (2)ちょうちん の類	273cm×73cm 以 内 高さ 85cm、直径 45cm 以内	数の制限は ない 1個に限る	法 143 法 143 の 2	1.記載内容の制限はない。 2.選挙運動のために使用す ることをやめたときは、直 ちに撤去しなければならない。 自動車に看板等を掲示す るときは、道路交通法に 抵触すること考えられ るので、使用前に警察署 の指示を得ておくことが 適当である。

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
街頭演説	1.午前8時から午後8時までの間行うことができる。 2.市選管が交付する標旗を掲げなければならない。	同時に2箇所以上で行うことはできない	法164の4 法164の5 法164の6 法164の7 法166	1.病院、学校等の周辺においては静穏保持に努めなければならない。 2.長時間にわたって同一の場所にとどまり、行わないよう努めなければならない。 3.選挙運動に従事する者は、候補者、運転手を除き、候補者1人につき15人を超えてはならない。また、市選管が交付する腕章を着用しなければならない。 ※街頭演説を行わず、腕章を着用して歩き回ることや、標旗を持って歩き回することは、文書図画の回覧行為となり禁止される。(法142⑫)
選挙運動用通常葉書	郵便局による選挙用の表示がされたものに限る。 「候補者用通常葉書使用証明書」及び「選挙運動用通常葉書差出票」の使用	2,000枚以内	法142 公職選挙 郵便規則2	1.必ず郵便により配布しなければならない。 2.選挙の期日の当日に配布されるような差し出しはできない。 3.葉書には、候補者の写真を掲載することができる。 4.掲載文の内容は、他の罰則に触れる事項(虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等)の掲載を除き、制限がない。 5.郵送経費は無料である。 6.<u>無投票の場合は指定営業所で受付ける必要は無く、選挙公営の対象とならない。</u>

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙運動用 ポスター	1.42cm×40cm以内 2. 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所を記載しなければならない。	ポスター掲示場数と同数 (事前審査時に2枚持参する) ※形式的審査	法143 法144 法144の2	1.その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。 2.公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。 3.公営ポスター掲示場以外には掲示できない。 4.立候補届出順位と同じ番号の区画に、1枚を掲示する。 5.選挙当日の貼り替えはできないが、そのまま掲示しておくことができる。 6.ポスター作成費は、供託物が没収とならない限りにおいて、一定の公費負担となる。

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
個人演説会	1.公営施設を使用する場合、開催日の2日前までに市選管に申し出なければならない。 2.公営施設以外の施設を使用する場合、施設の管理者の承諾を得ればよい。したがって、この場合には、告示日から演説会を行うことができる。	開催回数の制限なし	法161 法161の2 法162 法163 法164 法164の4 令112	1.候補者だけが開催することができ、選挙運動のための演説であれば演説者の制限はなく、また候補者が会場にいなくてもよい。 2.公営施設を使用する場合、同一施設ごとに1回に限り無料である。 3.録音機が使用できる。 4.公営施設を使用する場合、1回につき5時間を超えることができない。 5.国又は地方公共団体が所有等する建物では、法161条第1項該当施設のみ可能。
個人演説会場で掲示できる文書図画 (1)ポスター、立札及び看板の類 (2)映写等の類 (3)ちょうちんの類	会場内:規格制限なし 会場外:273cm×73cm以内 会場内:規格制限なし 会場外:掲示不可 会場内、会場外とも、高さ85cm、直径45cm以内	会場内:数の制限なし 会場外:会場ごとに通じて2個以内 会場内:数の制限なし 会場外:掲示不可 会場ごと(会場内と会場外を合わせて)に1個	法143 令110	1.ポスター、立札、看板及びちょうちんの類の表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。 2.市選管に届け出た選挙運動用ビラ以外の文書図画を個人演説会場で頒布することはできない。

項目	規格制限等	数量制限等	主な関係条項	摘要
選挙運動用 ビラ	1. 29.7cm×21cm以内 2. 市選管が交付する証紙を貼らなければならない。 3. 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければならない。 ビラ届出書の提出	4,000枚以内 市選管へ届け出た2種類以内 (事前審査時に各種類につき2枚届け出る)	法142 令109の6	1. 記載内容の制限はない。 2. 頒布方法 ①新聞折込み ②候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所
新聞広告	横 9.6cm 縦2段組以内	1. 回数制限 2回以内 2. 選挙運動期間中の掲載に限る。 3. 各新聞社に交付された「新聞広告掲載証明書」と原稿を提出する。(新聞社とは事前に協議しておくことが望ましい。)	法 149	1. 掲載内容の制限はない。 2. 掲載場所は、記事下に限られ、色刷りは認められない。 3. 選挙長が認定した通称がある場合、氏名を新聞広告に使用するときは、当該認定を受けた通称を使用しなければならない。 4. 全国紙に掲載する場合は、地方版に限る。 5. 選挙当日の掲載はできない。 6. 広告に係る経費は候補者が負担しなければならない。 ※候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布することや、掲示することはできません。

2 インターネット選挙運動

(1) ウェブサイト等(電子メールによる方法を除く)を利用する方法による選挙運動(法142の3)

(ア)利用主体の制限

利用主体に制限はない。したがって、候補者や政党その他の政治団体(確認団体以外も含む。)はもとより、候補者以外の一般の有権者においてウェブサイト等※を利用する方法による選挙運動が可能です。

※ 「ウェブサイト等」とは、例えばホームページ、ブログ、掲示版、SNS(ツイッター、フェイスブック、LINE等)、動画共有サービス、動画中継サイトなどであり、電子メールは除かれます。

(イ)表示義務

電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡をする際に必要となる情報※を表示しなければなりません。

※例えば、返信用フォームのURL、ツイッターやフェイスブックのユーザー名など

(ウ)その他

- ① 選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙期日当日に更新することとはできません。
- ② 各々のウェブサイト等のURLを市選管に届け出ることができます。(市選管において当該URLの告示、報道機関への情報提供、市選管ホームページへの掲載を行う。)
- ③ ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動により、自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの申出を受けたプロバイダ等の対応については、特例が設けられています。

【プロバイダ等の特例】

- プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間が2日に短縮(通常は7日)されます。
- 電子メールアドレス等の表示義務を果たしていない情報については、プロバイダ等は情報発信者に照会せずに直ちに削除しても民事上の賠償責任を問われません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動(法142の4)

(ア)利用主体の制限

候補者及び確認団体に限って選挙運動用電子メールを送信することができます。(うえの(1)と違い一般の有権者は利用することができません。)

(イ)表示義務

選挙運動用電子メールには、次の内容を表示しなければなりません。

- ① 選挙運動用電子メールである旨
- ② 選挙運動用電子メールの送信者の氏名・名称
- ③ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否の通知を行うことができる旨
- ④ 選挙運動用電子メール送信拒否通知を行う際に必要となる通知先(電子メールアドレスなど)

(ウ)送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信者に対し、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、次の者にのみ送信することができます。

- ① 選挙運動用電子メールの送信を求め、又は送信することに同意をした旨を通知した者
- ② 普段発行しているメールマガジンなど政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信通知に対して送信しないよう求める通知をしなかった者

(エ)記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次の事実を証する記録を保存しなければなりません。

① (ウ)①の者に送信する場合

- 受信者の電子メールアドレスについて、選挙運動用電子メール送信者に対して、受信者自らが通知したこと。
- 選挙運動用電子メールの送信を求め、又は送信することへの同意があったこと。

※ 例えば、受信者との間で送受信した電子メールや申込みの書面などが該当します。

② (ウ)②の者に送信する場合

- 受信者の電子メールアドレスについて、選挙運動用電子メール送信者に対して、受信者自らが通知したこと。
- 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
- 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

※ 例えば、受信者との間で送受信した電子メールや政治活動に関するメルマガの送信先リストなどが該当します。

(3)選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする有料広告(有料バナー広告)(法142の6)

候補者が有料バナー広告を出すことはできません。確認団体のみ出すことが可能です。

3 禁止又は制限されている選挙運動

(1)休憩所等の禁止(法133)

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができません。

(2)年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止(法137の2)

満18歳未満の者は選挙運動をすることはできず、選挙運動をさせることもできません。

ただし、選挙運動のために使用する労務者として使用することは差し支えありません。

(3)選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止(法137の3)

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

(4)戸別訪問の禁止(法138)

選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。また、いかなる方法をもってするかを問わず、選挙運動のため、戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為や特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為も禁止されています。

(5)署名運動の禁止(法138の2)

選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

(6)氣勢を張る行為の禁止(法140)

選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

(7)文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限(法146)

(ア)選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするかを問わず、法142(文書図画の頒布)又は法143(文書図画の掲示)の禁止を免れる行為として、特定の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。

(イ)選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は当該候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは当該候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似するあいさつ状を当該候補者の選挙区(又は選挙の行われる区域)内に頒布し又は掲示する行為は、法142又は法143の禁止を免れる行為とみなされます。

(8)あいさつ状の禁止(法147の2)

候補者又は候補者となろうとする者(現職である者を含む。)は、当該選挙区(又は選挙の行われる区域)内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)を出してはなりません。

(9)選挙運動放送の制限(法151の5)

放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることができません。

(10)あいさつを目的とする有料広告の禁止(法152)

候補者又は候補者となろうとする者(現職である者を含む。)とその後援団体は、当該選挙区(又は選挙の行われる区域)内にある者に対する主としてあいさつ(年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもの)のためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。)を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させることができません。

同様に、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることもできません。

(11)特定の建物及び施設における演説等の禁止(法166)

次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもってするかを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができません。ただし、施設が個人演説会の公営施設となっている場合には、当該施設で演説会を開催することは差し支えありません。

(ア)国、地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)

(イ)汽車、電車、乗合自動車、船舶(法141の規定により選挙運動のために使用する船舶は除く。)及び停車場その他鉄道地内

(ウ)病院、診療所その他の療養施設

(12)選挙期日後のあいさつ行為の制限(法178)

選挙の期日後(無投票となった場合は、無投票となった旨を選挙長が告示した日後)においては、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることができません。

(ア)選挙人に対して戸別訪問をすること。

(イ)自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

(ウ)新聞紙又は雑誌を利用すること。

(エ)法151の5(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること。

(オ)当選祝賀会その他の集会を開催すること。

(カ)自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

(キ)当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第9 政党その他の政治団体の選挙時における政治活動

1 政党その他の政治団体の政治活動の規制

(1) 規制される期間(法201の8、201の13)

10月25日(選挙期日の告示日)から11月1日(選挙期日の当日)まで

(2) 規制される政治活動(法201の8①、201の13①)

(ア)政談演説会及び街頭政談演説の開催

(イ)ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。)の頒布

(ウ)立札及び看板の類の掲示(政党等の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。)

(エ)宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用

(オ)連呼行為をすること

(カ)いかなる名義をもってするかを問わず、掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)に、当該選挙区(又は選挙の行われる区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

(キ)国、地方公共団体が所有し又は管理する建物(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。)において文書図画(新聞紙及び雑誌を除く。)の頒布(郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。)をすること。

(ク)須崎市議会議員選挙の選挙期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体が政治活動を行うために掲示したポスターについて、当該ポスターに氏名又は氏名が類推される事項が記載された者が須崎市議会議員選挙の候補者となった場合には、候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければなりません(法201の14)。